







令和2年（行ウ）第455号 持続化給付金等支払請求事件
被 告 国 外2名

第5準備書面

2021年12月4日

東京地方裁判所民事第51部2D係 御中

原告訴訟代理人弁護士	平	裕	介	
同 弁護士	出	口	かおり	
同 弁護士	井	桁	大介	
同 弁護士	亀	石	倫子	
同 弁護士	三	宅	千晶	
同 弁護士	福	田	健治	

目次

はじめに	3
第1 国は戦後一貫して、法制化により性風俗産業に対する差別を根付かせてきた	6
1 明治維新から1940年代前半にかけて、政府は差別意識を醸成していった（1頁以下）	6
2 戦後に引き継がれた差別意識と優生思想（6頁以下）	8
3 性風俗関連特殊営業の法規制（7頁以下）	10
4 グレイ化に伴う差別の深化と危険性（9頁以下）	12
5 小括	14
第2 本件取り扱いが社会学的にも不合理な差別である	14
1 社会学における差別の分析と本件におけるあてはめ（12頁以下）	15
2 被告国の主張の不合理さ（14頁以下）	16
（1）被告国の主張は、「差別の悪」そのものである（14頁以下）	16
（2）被告国の主張は実態がない上、差別の議論として失当である（15頁以下）	17
3 小括	18
第3 結語	19

原告は、青山薫教授の意見書（甲34）を踏まえ、本件取り扱いが合理的なものであるとする被告国の主張が社会学の見地からも相当でないことにつき、以下のとおり主張する。

はじめに

世の中には様々な職業差別がある。かつて漁師は網元の管理下に置かれ裸または色のついた紐だけをつけて仕事をしていた。新聞記者はブンヤ（売文屋）と呼ばれ、総会屋のような扱いを受けていた。屠殺業や皮革加工業も中世以来長いこと虐げられてきた職業の1つだ。時間をかけて様々な職業差別が言語化され、解消に向けた取り組みがなされてきた。しかし、最も古くからある性風俗業に対する差別は、いまなお強固に残り続けている。

そもそも性風俗業はなぜ差別されてきたのか。国は「本質的に不健全」だからという。なぜ「本質的に不健全」という烙印を貼られてきたのか。烙印は、端的に言えば男女間の性的二重規範に起因する。

性風俗業に対する差別の歴史は古く、古代オリエント時代に遡ることができる。当時女性は男性の財産であった。女性の社会的な役割は性の対象、出産、子育て、家事にほぼ限られていた。女性は社会活動を大幅に制限されており、言論の自由も教育を受ける環境もなかった。営むことのできる職業は極めて限られており、男性の庇護から外れれば残る選択肢は事実上性産業しかなかった。性産業に従事することは庇護する男性がいないことと同義となり、市民社会の保護の対象外となった。また、当時女性は性的自由もほとんど皆無だった。男性は婚外交渉が比較的自由に認められており、買春をしたとしても罰せられることはなく社会的地位もほとんど

低下しなかった。他方で女性には、自由な性行為は認められていなかった。未婚女性は処女でなければ結婚の可能性が減じられた。既婚女性が婚外で性交渉をすれば当然に離婚事由とされ、夫から殺されてもやむを得ないとされていた。この性的自由の二重規範を実現するために、つまりは男性が買春によって性的自由を謳歌するために、売春は社会的に必要とされてきた。他方で市民社会内の女性は売春に従事する女性を強烈に蔑むようになった。

西欧でキリスト教が社会に浸透して以降、このような女性差別と性的二重規範に、宗教的な弾圧が加わるようになった。キリスト教の禁欲主義は、肉体と精神の二元主義を採用し、崇高な精神・魂との対比として、肉体・性欲を劣悪で汚れたものと蔑むことを求めた。性行為は正当な夫婦間において子作りのためにのみ許されるとされ、性の快樂のために存在する性産業は倫理的に強く批判された。その産業に従事する売春婦は哀れみの対象であった。売春婦を改悛させて宗教的に帰依させることは立派な宗教行為とされた。改悛してキリスト教に帰依した売春婦は社会の最下層から転向したものとして高く評価された。マグダラのマリアを聖人に祭り上げる流れの中で、売春婦を聖人に対置する最下層の存在と蔑むようになった。西欧においてはこのような社会的・宗教的・歴史的な土壌から、性風俗業は長年に渡り職業として差別され続けてきた（以上につき、バーン&バニー・ブロー『売春の社会史』（ちくま学芸文庫、1996年）、特に第2章（65頁以下）、第5章（169頁以下）参照）。

日本では江戸時代まで遊郭における公娼制度がとられていた。明治維新以後、西欧による批判を意識した政府は、人身売買を禁止し、いわゆる芸娼妓解放令を発出したが、実態に大きな変化はなかった。戦後になるとキリスト教を基盤とする女性

解放運動が活発になり、売春防止法が制定された。ここにおいて西欧における性産業に対する強烈な差別意識も持ち込まれるようになり、現在に至るまで続いている。国が性風俗産業を「本質的に不健全」と評するのは、まさに性産業に対する差別意識が顕在化したものと言いうる。

国による差別意識が社会に浸透し、また社会における差別意識が国の制度に波及するという相乗効果により、現代日本の性風俗事業者は様々な差別を受けている。例えば、性的サービスのさなかに、さらにはそうでない日常生活の中で性被害を受けたとしても、捜査機関や裁判所からは「そのような職業なのだから被害を受けても仕方ない」と聞き入れてもらえないという事例が報告されている（典型的なものとして東京地判平成6年12月16日判例時報1562号141頁）。悪質な事業者がセックスワーカーを性的・金銭的に違法搾取したとしても、監督官庁の警察機関は、利用者に被害が生じない限りほとんど介入しない。衛生的に問題のある労働環境であっても、また感染症の危険にさらされるサービス内容でも、厚生労働省や労働局・保健所は対応を放置している。望まない妊娠をした場合でも医療機関は冷淡で、それでいて貧困にあえぐ若者には風俗で働けば良いと突き放す。売春防止法違反でサービス提供者が摘発されれば実名報道されるのに、利用する男性の名前が報じられることは公人などの例外を除きほとんどない。そして、本件のように補助金行政においても性風俗事業者は差別されている（以上につきSWASH編『セックスワーク・スタディーズ』（日本評論社、2018年）参照、特に要友紀子「どうすれば安全に働けるかセックスワーカーの労働相談と犯罪被害」同7章（160頁以下）、岡田実穂「合意とは何か 性が暴力となる時」同8章（182頁以下）参照）。

国は性風俗事業を差別しながら、その運営を違法とはしない。利用者（多くの場合男性）が性的快楽を享受しつつ、法的にも社会的にも制裁されないよう、制度を適法なものとして維持し続けている。事業の運営・継続を消極的に認容し、場合によっては貧困女性に対し従事を促進しながら、積極的には保護せず、放置する。本件のような差別感情に基づく真正面からの差別的取り扱いにより、性風俗事業に従事する人々は法的に不安全な環境に置かれ、社会的に劣位者のレッテルを貼られている。

青山教授の意見書（甲34）は、以下に述べるとおり、日本における性風俗事業に対する差別の歴史を紐解きながら、国による本件取り扱いが違憲であることを明らかにするものである。なお以下において頁数のみを記載するものはいずれも甲34を引用するものである。

第1 国は戦後一貫して、法制化により性風俗産業に対する差別を根付かせてきた

1 明治維新から1940年代前半にかけて、政府は差別意識を醸成していった（1頁以下）

被告国は、性風俗事業が「本質的に不健全である」とする。青山教授が指摘するとおり、国がそのように主張する根拠は、性風俗事業が「売春防止法が禁止する売買春相当の行為」に類似する行為を「売り物にする」ことにある。そのため、国の主張の不当性を明らかにするためには、売買春に対する評価の歴史を知ることが必要となる。

現代に連なる規制の歴史は、明治5年の「娼妓解放令」にはじまる。明治政府は、江戸時代の遊郭制度を人身売買として禁止しながら、他方で借金を返すために「自由意志」で行われる売春を黙認した。明治32年には新民法が施行され、第90条の公序良俗条項に反するとして「娼妓解放令」は廃止された一方で、翌明治33年には「自由意志」を強調する「娼妓取締規則」が発令された。政府は国際社会による廃止に向けた機運を受けて娼婦を公序良俗に反するとしながら、他方で帝国主義をすすめるに当たり兵士と独身男性の性欲を満たす点から、また衛生と性感染症予防の点から、売春は「帝国の強化・拡大と植民に伴う必要不可欠な制度とされ」た。

「そこには、売春を提供する人びとの権利はおろか労働環境や福祉について顧みる視点はほぼ皆無であった」（3頁）。

国際社会においては、明治43（1910）年の「醜業ヲ行ハシムル為ノ婦女売買禁止ニ関スル国際条約」と、大正10（1921）年の「婦人及児童ノ売買禁止ニ関スル条約」が売春禁止の機運を作り出した。国際連盟は日本の公娼制度がこれらに違反することを疑い、調査団を派遣するなどして政府に批判的圧力をかけた。日本国内では、国際連盟脱退までの数年間、公娼制度をめぐる廃娼論と存娼論の議論が戦わされた。ただ、廃娼論といってもセックスワーカーの権利や福祉への関心に依拠したのではなく、国際社会からの圧力に対応するためであった。圧力の中には民間の国際ネットワークからのものもある。アメリカのWCTU（Women's Christian Temperance Union：女性キリスト者禁欲同盟）は、前述のキリスト教的な禁欲主義に基づき、禁酒や禁煙、廃娼、一夫一婦制の徹底を追究していた。1886年には早くも日本支部として東京婦人矯風会（現日本キリスト教婦人矯風会の前身）が発足している。WCTUは、娼婦・売春婦に対する蔑視と優生思想を運動思想としていた。矯風会

も、19世紀末には公に売春する人を「下等賤劣の婦女子」と名指すようになっていた。さらには一夫一婦制による純潔が国家の人口の質を高めることや、梅毒によって「不潔なる醜業婦」が「純潔なる家庭」を「毒する」ことを問題にした「民族衛生論」（優生学の別名）を唱えるようになっていた（このような差別性は、前記条約の名称にも現れている。）。

結局日本政府は、公娼は人身売買に当たらないという建前に則って制度を維持した。次第に性風俗事業に対する差別意識と優生学を採用するようになり、不健全思想の排除、家族制度の維持強化、避妊・墮胎の禁止、花柳病（梅毒）撲滅などの具体策を掲げるようになった。

戦前の日本政府の政策に関して、青山教授の以下のまとめは重要である。

花柳病感染の責任とスティグマを売春する側に負わせていた政府は、さらにその人たちを、家庭や家族、国民国家の優生や衛生を毒する醜く賤しいものと位置付けたのである。この時代に、人身売買の被害から守られるべき「純潔なる家庭」に属する「婦女」と、法律上売春を自由意志で行っているはずの「不潔なる醜業婦」の分断と、後者への差別が決定的になったとも言える（6頁）。

2 戦後に引き継がれた差別意識と優生思想（6頁以下）

日本政府における性風俗事業に対する差別意識と優生思想は、戦後も維持された。1956年に成立した売春防止法は、その第1条で、売春を「人としての尊厳を害し、性道徳に反し、社会の善良の風俗をみだすもの」と規定している。この条文

は、売春提供者に対する差別を二重に表わしている。第1に、「醜業」あるいは「不潔なる醜業婦」と「純潔なる家庭」を対立させている。これは、後者の「純潔なる家庭」を——ひいては日本国民国家を——守るべきとした戦時体制の優生政策と娼妓議論を引きずる原理に基づくものである。第2に、売春をすることは人間の尊厳に反するという「尊厳原理」に基づき、性風俗事業者は尊厳に反するとのレッテルを貼られるようになった。

更に加えて売春防止法は、女性を劣位に位置づける女性蔑視的な思想も内在するものであった。青山教授は以下のとおり指摘する。

売春防止法は、売春を行った女性と行う可能性のある女性を保護更生の対象とすることによって、自らの意思で売春を行う女性はおらず、他者や環境によって売春をさせられる女性の尊厳を国家が守ってやる、というパターンリズムを明示するものでもあった。この温情主義は、女性全体を弱者として劣位化し、さらに分断することによって支配しようとする、政治学における分割統治の原則を体現したものだ。分断されるのは、国が差し伸べる保護や更生を受け入れる（「純潔なる家庭」を守る）女性と、これらを拒否したりそこから落ちこぼれたりする女性である。そして後者は、弱者としての女性の立場をわきまえず人間の尊厳を守ってもらう機会を自ら放棄することによって、「性秩序」にも「社会秩序」にも反する女性として、男性からも売春をしない女性からも分断され劣位化される（7頁）。

差別と優勢思想に根ざしたこの法律の下で、性風俗従事者たちは社会の埒外に追いやられていった。

3 性風俗関連特殊営業の法規制（7頁以下）

本件で問題とされる性風俗関連特殊営業は、昭和59（1984）年の風営法の抜本改正により規律されるようになった。この改正により個室付浴場、ストリップ劇場、ラブホテル、アダルトショップ等、国の主張する「性を売り物とする」営業が「性風俗関連特殊営業」として他の「風俗営業」から分離された。いわゆる飲む・打つ・買うを規律する風営法のうち、飲む・打つには許可性が採用されながら、買う、すなわち性風俗関連特殊営業には届出制が適用された。

その後同法は1999年と2005年に大きな改正がなされた。前者では無店舗型性風俗特殊営業（いわゆるデリバリーヘルス）が規律されるようになり、後者では人身取引禁止対策の一環で外国人の就労の禁止が強化された。政府は風営法の規制によって、一貫して性風俗事業者を分断し劣位化している。その構造について青山教授は以下のように述べる。

（風営法による事業者の分断・劣位化は）売春防止法によって労働者としての権利主張や条件改善の可能性を奪い、売春女性を分断・劣位化することと表裏一体となって効果を発揮する。その根拠は、昭和59（1984）年の抜本改正で追加された法の目的によれば、性風俗営業が「善良の風俗と清浄な風俗環境」及び「少年の健全な育成に障害を及ぼす」ため、というもので、これも売春防止法における「売春が人としての尊厳を害し、性道徳に反し、社会の善良の風俗をみだす」という評価と対になっている。そして

ここでは、少なくとも三つの大きな問題が生み出されている。

1) 「善良の風俗」や「少年の健全な育成に障害を及ぼす」、あるいは「人としての尊厳」や「性道徳」という概念が、その内容が何を指すのかが不明であること、2) したがって適用範囲が広く、3) かつ、警察等取り締まり機関によるこれら概念の解釈によって、適用範囲が変更され得るということである。

換言すれば、風俗営業法は、売春防止法と相まって、性風俗営業における合法とされる行為と犯罪とされる行為（管理売春や場所の提供等）の間に実質的な売春（報酬をとまなう不特定多数との性交）を隠す「グレイゾーン」を創出し維持してきた。そして、取り締まり機関が判断する必要性によるところの頻繁な改正の都度、どんなサービスや業態が性風俗事業とされてこのゾーンの中に入るかを変え、したがって、取り締まりの対象を変化させてきた。このことは一方で、たとえば、ポルノ映像配信やデリバリーヘルスを規制するために行われた改正のように、時代の技術やトレンドに合わせて性風俗営業の範囲を拡大し、そこへの一般の参入を容易にする。しかし他方では、法の詳細やいちいちの変更に不案内な「世間」に、合法的なサービスを提供する営業をしても犯罪との境目が曖昧で「グレイだ」という印象を与える。性風俗事業とそこで働く人びとは、風俗営業法の改正に振り回され、これと売春防止法の狭間で不安定な立場と生活を強いられるのである（9頁）。

このグレイゾーン化による分断と劣位化は、被告国の主張に見られる差別意識を基礎づける根幹の一つである。

4 グレイ化に伴う差別の深化と危険性（9頁以下）

度重なる法改正で性風俗事業のグレイゾーン化が進展することによって、差別は深化し、また従事者の危険性は増加してきた。1999年と2005年の改正により、届出規制、客引きの禁止、広告規制が厳格になった。これらの規制強化は、日本の性風俗が人身売買の温床となっているとの雰囲気に基づく国際批判によるものだったが、実際は、人身取引被害者はほとんど見つからず、他方で性風俗事業のグレイ化が進み、適法不法を問わず人目につかないようになった。これに伴い、搾取や暴力が以前に増して地下化した。特に、デリバリーヘルスはそれまでの主流であった店舗型と比較して、危険性が高い。サービス提供場所が密室となるため、客は第三者に顔を見られず、部屋に何を仕掛けてもわからず、サービス提供者はすぐに助けを呼ぶことができない。危険性が叫ばれながら、働く人の権利や安全を守る規制はないまま取り締まりだけが強化された。

取引や広告のインターネット化も伴い、性風俗営業やそのサービスを利用することが一般の目につきにくくなり、性風俗で働く人の実態は把握し難くなった。セックスワーカーたちの実態が明らかにならないため、近年の分析は従来どおりのステレオタイプなものにとどまっている。すなわち、セックスワーカーは、主体性がなく（ともすれば精神疾患や知的障害を抱えており）、従順な他者の犯罪の犠牲者であり保護・更生の対象であるか、法規制に反抗または逸脱した犯罪者であるかの、

いずれかに限られているとされる。（たとえ他の職業との比較によって消極的にであれ）セックスワーカーを主体的に選択した人々を想定していないのである。

この二者択一の（実態調査を伴わない）分析の帰結として、性風俗事業者はダブルスタンダードにさらされる。すなわち、風営法に基づく性風俗事業は、適法な事業者として、納税義務を負わされ、規制に準拠し、事業実態を報告することを義務付けられる一方で、売春や人身売買を助長する可能性のあるものとして公然と差別の対象とされるのである。

このような二重基準の下では、セックスワーカーや事業者で働く従業員の権利・労働条件はないがしろにされる。青山教授の以下の指摘は重要である（11頁以下）。

性風俗事業所で働く人の権利を労働者としての権利のように守るか否か、仕事の環境を労働条件として良くするか否かは、関係者、とりわけ性風俗事業者の私的良心と努力、そして人的経済的資源のあるなしに任されている。だからこそ、事業者をも分断・劣位化せず、適法営業の権利と自由を他の事業と同様に保障し、労働者の福利を考慮することで双方にもたらす利益を考えられるような、いわば「まっとうな」事業者としての基礎を用意する必要があるのである。

（略）

性風俗事業者をも分断・劣位化しておくことは、そこで働く人たちにとっての危険を増大させる可能性があることから、性風俗事業者の「まっとうな」事業基盤をつくるのが、そこで働く人た

ちの現状の改善となる・・・。それは、届出を受けてこの事業を
適法としている国の責務とも言えるだろう。

5 小括

以上のように、日本政府は、戦前から「帝国の強化・拡大と植民に伴う必要不可欠な制度」として売春を活用しながら、他方で優生思想や差別意識に基づき性産業を差別し続けてきた。戦後にもその差別意識は引き継がれ、法制化が進められた。セックスワーカーたちは、「国が差し伸べる保護や更生を受け入れる（「純潔なる家庭」を守る）女性と、これらを拒否したりそこから落ちこぼれたりする女性」に分断された。後者は、「弱者としての女性の立場をわきまえず人間の尊厳を守ってもらう機会を自ら放棄」した者として、「男性からも売春をしない女性からも分断され劣位化」された。こうして性風俗従事者たちは社会の埒外に追いやられていった。さらに、性風俗事業のグレイ化によって、事業者は適法でありながら差別される対象となった。そもそも法制度の中にはセックスワーカーの権利・福祉を保護する仕組み・思想が全く内包されていない。その保護は事業者任せとしながら、事業者に対する差別を醸成させる被告国の姿勢は、責務を放棄するものと厳しく批判されるべきである。

第2 本件取り扱いは社会学的にも不合理な差別である

以上のように青山教授は、性風俗事業に対する法整備の歴史を紐解くことで、性風俗事業に対する国の差別を浮き彫りにする。続けて青山教授は、このような差別が（法学にとどまらず）社会学的に許されない差別であることを明らかにする。

1 社会学における差別の分析と本件におけるあてはめ（12頁以下）

青山教授は、社会学における差別の議論を紹介した上で、差別の本質を以下の3要素に整理する。すなわち、「1) 差別を差別と捉えるか否かは、その人が社会的に不利益を被る集団に属しているか否かで違ってくる、2) 差別は不利益処遇や劣位化を伴う、3) そして、不利益がある、劣位化されている、と差別されている側が訴えても当事者以外には聞き入れられず、当事者の属性によって当然の処遇として一蹴されてしまうことが一般的である、という3点である」（12頁以下）。

これを本件に当てはめるとまず、基準1) 「その対象が（当該差別とは別の事象についても）不利益を被る社会集団に属していること」に関して、性風俗事業者が、本件における給付金の不支給以外の事象についても不利益を被る社会集団であることは、これまで述べたところから明らかである。ここで改めて強調されるべきは、性風俗事業のグレイゾーン化は、「一方で性風俗営業とそこで働くことへの参入を一般に容易にしながら、他方で合法的なサービスをしなくても違法な場合と類似した逸脱であると、『世間』からみなされるような、新たなスティグマの付加にもつながった」点である（13頁）。スティグマ（負の烙印）によって、性風俗事業はいわゆる「人に言えない」仕事となり、当事者は、たとえば、人に仕事のことを言えず、問題を抱え込み様々な我慢や被害を強いられる、労災保険、失業保険、病休手当等がなくても要求できないなど、経済的・心理的な負担を強いられている。つまり、歴史的に生成された分断と劣位のために、彼ら、彼女らは、日常的に不利益を被っているのである。

基準2) の、「その所属性を理由にしたものであること」について、本件において当てはまることは明らかである。基準3) 「その行為が不利益処遇または劣位化処遇

であること」も同様である。本件取り扱いは典型的な経済的な不利益処遇であり、また、本件扱扱いは性風俗事業に対してのみ行われているから、他の事業者に対して性風俗事業者を劣位に置くものである。

このように本件扱扱いは、社会学的にも差別的な扱扱ひである。

2 被告国の主張の不合理さ（14頁以下）

（1）被告国の主張は、「差別の悪」そのものである（14頁以下）

青山教授は続けて、本件扱扱ひを差別ではないとする被告国の主張の不合理さを以下のとおりの確に指摘する。すなわち、被告国の主張は、「差別を受けることのない権力者の都合による合理性・不合理性に過ぎない」のである。

本件において、不利益集団に対して圧倒的な政治的・経済的・法的な権力を持っている国は、歴史的に性風俗事業者を劣位化し、そのように価値づけ続けてきたまさにその主体である。そのような国が展開する「差別ではなく区別」の論理は、権力者が、自ら作りだしたに等しい不利益処遇・劣位化処遇を受け続ける特定の集団に所属する人びとを、「『私たち』と同等の存在として尊重（リスペクト）」せず「不利益に値する」とみなす、「差別の悪」そのものである、と言える。そのような国は、さらに、差別されている側である性風俗事業者が差別を訴えても聞き入れず、給付金の不支給という不利益処遇・劣位化処遇を当然の——合理的な——処遇として一蹴しようとしているのである。これを許せ

ば、われわれの社会は、不利益当事者の告発によって明らかになった差別を、その差別の創出に責任があり、しかし差別を差別と捉えられない権力者の意向に沿って、再度不可視化することになってしまいうだろう（15頁）。

（2）被告国の主張は実態がない上、差別の議論として失当である（15頁以下）

また、そもそも被告国の主張はそれを支える実態がない。被告国は差別的取扱いの根拠として、「社会一般の道德観念」や「国民の理解」を掲げるが、青山教授が指摘するとおり、そこには「特定の集団に対する具体的な不利益処遇・劣位化処遇を合理化するだけの実態がない」（15頁）。そこで挙げられる「国民」とは、

「『このような』（本質的に不健全な）性風俗事業と対局に位置することが国自身によってあらかじめ想定された——この価値づけを「『当然の処遇』と一蹴する可能性を持つ側に」位置づけられた——国にとっての理想の国民」でしかないのである（15頁）。

この点は理論上も実態的にも明らかである。まず、性に関する人びとの意識は常に変化している。また、原告代表者を含む性風俗事業所で働く人びとの多くも国民であるように、国民にもさまざまな立場・見解を持つ人がいて当然である。性風俗事業に対する国庫金の支出に賛成する国民が確実にいながら、その意見を除外して「国民の理解」を想定すること自体、理論的におかしい。実際にも、国の言う「社会一般の道德観念」に批判的な人びとの具体例を青山教授は指摘する。本訴に関するYahooニュース（共同通信配信）サイトのコメントである（2021年11月9日現在4034件）。そこには、「本質的に不健全」であることを理由に給付金を支給しない被告国の主張について、論理の誤謬を指摘するものが多数見られる。インターネット上

の匿名性の問題もあり、今回のコメント群が世論を代表していると判断することはできないが、同時に、とくに本件原告側に偏っているということもできない。

そしてそもそも、仮に不支給を支持する国民が多数であったとしても、それを根拠に差別的取扱いをすることはできない。青山教授は以下のように的確に批判する(16頁)。

たとえそのような国民が日本に住む人の多数派だったとしても、多数派が支持することを、権力者である為政者が自ら創出し促進してきた差別を肯定する理由にしてはならない。上述した「ステイグマ」は、「世論」がつくりだす多数派が少数派あるいは逸脱者を差別するための印である。もしもわれわれが、どんな集団に属する人びとも「『私たち』と同等の存在として尊重(リスペクト)」するような社会をめざすならば、ステイグマの存在と、その背後にある権力関係およびその作用としての差別が明らかになった時点で、これらを取り除かれなければならないだろう。

3 小括

以上のとおり、本件取り扱いが不合理な差別ではないとする被告国の主張は、社会学的にも破綻している。本件取扱いは典型的な差別である。そして国の主張は、「国自らが創出した分断と劣位化による差別を、これを受けた不利益集団当事者による告発を無化することによって再度不可視化するための論理である」(17頁)。

加えて、国の主張の根拠である「社会一般の道德観念」や「国民の理解」は、権力者があらかじめ自らの価値に沿うよう想定した理想の「国民」に依拠したもので

あり、実態がない。このような“理想の国民”の理解を根拠に差別的取扱いを許容することは、少数派・逸脱者にスティグマを刻み、差別することに他ならない。

第3 結語

以上のように、性風俗事業に対する法制史を紐解くことで、日本政府はセックスワーカーやその事業者に対する社会の差別意識を醸成してきたことが明らかになった。被告国の主張は、自らが対処の責任を負うべき差別を解消するどころか、その差別意識を抛り所にして差別的な取扱いを許容しようとするものである。

青山教授が指摘するとおり、「不支給は正当であるという国の主張は、国自身が創出した性風俗事業とそこで働く人びとに対する歴史的な分断と劣位化に則っており差別的である。また、このような論理をもって差別を合理化しようとするところこそが社会における為政者のような権力者が行うマイノリティ差別の典型である。・・・これらの発想や論理はいずれも人間の法の下での平等の原理原則に反しており、ゆえに国家の税の用途について援用されるべきものではない」（17頁）。

なお、青山教授が最後に付言するとおり、事業者を公的に支援することは、セックスワーカーの安全に結びつくとされる。性風俗事業が「不法化し地下化してしまえば、法規制が困難になり、不法性をこそ楽しみ無規制をいいことに暴力をふるう客を誘発し、現状でも無権利状態のそこで働く人、働かなければならない人にとっての危険をより増大させる可能性が大きい」（18頁）。性風俗事業を犯罪化したスウェーデンとノルウェイでは、それぞれ性労働者団体と警察の経年調査報告によって、セックスワーカーに対する危険が増大していることが確認されている。「事業者を公的に支援することは、事業を健全なものに保ち、安全で良好な仕事環境をつ

くり、そこで働いている人たちの権利を守ることに結び付く」（18頁）。性風俗事業者に給付金を支給することは、セックスワーカーの保護につながるのである。

以上のとおり本件取り扱いを合理的なものとする被告国の主張は、社会学の見地からも失当である。国の主張は、「自らその存在に責任をもつべき性風俗事業とこれに対する差別を、実体のない『国民』が支持するという名目の下に『合理的』とし、社会における特定の集団に対する分断と劣位化・不利益処遇を温存することを善とする」ものである（17頁）。裁判所におかれては、スティグマの存在と、その背後にある権力関係およびその作用としての差別を明らかにし、翻って、どんな集団に属する人びとも平等に尊重するような社会の実現を目指していただきたい。

以上